

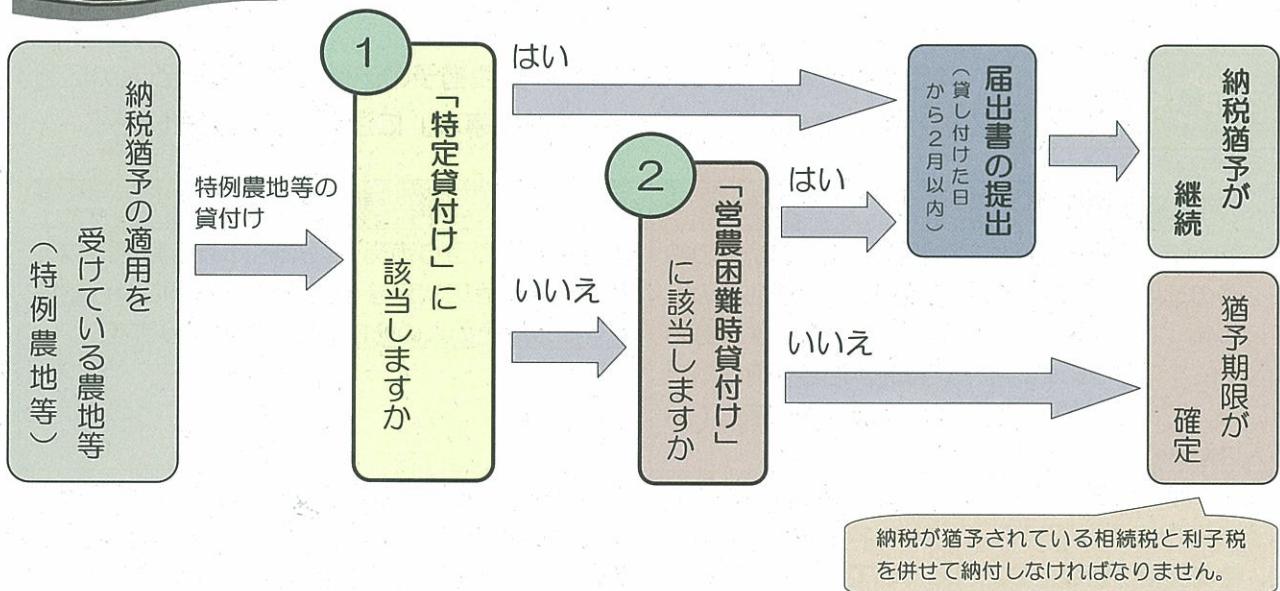
農地等についての相続税・贈与税の納稅猶予の適用を受けている方へ

農地等の納稅猶予制度が変わりました！

平成21年度税制改正により、相続税又は贈与税の納稅猶予の適用を受けている農地等を貸し付けた場合でも、その貸付けが一定の要件を満たすものであるときは、納稅猶予が継続される特例が創設されました。なお、この特例は平成21年12月15日から適用されます。

相続税

相続税の納稅猶予では「特定貸付けの特例」及び「営農困難時貸付けの特例」が創設されました。



1

相続税の「特定貸付けの特例」

特例の概要

相続税の納稅猶予の適用を受けている人が、納稅猶予の適用を受けている農地及び採草放牧地並びに準農地（以下「農地等」といいます。）のうち農地又は採草放牧地の全部又は一部について、農業経営基盤強化促進法に規定する一定の事業のための貸付け（以下「特定貸付け」といいます。）を行ったときは、引き続き納稅猶予が継続されることになりました。

- 国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】において、税に関するさまざまな情報を掲載しておりますので、ぜひご利用ください。なお、お分かりにならないことがありましたら、税務署におたずねください。
- ※ 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談）を希望される方は、税務署で待ち時間なく相談に対応できるよう、あらかじめ電話により面接日時を予約（事前予約制）していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

「特定貸付け」の範囲

「特定貸付け」とは、相続税の納税猶予の適用を受けている農地等(以下②までにおいて「特例農地等」といいます。)のうち、市街化区域内にある農地等以外の農地又は採草放牧地について地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権(以下「賃借権等」といいます。)の設定による次の貸付けをいいます。

- ① 農業経営基盤強化促進法による農地保有合理化事業のうち農地売買等事業のための貸付け
- ② 農業経営基盤強化促進法による農地利用集積円滑化事業のうち農地所有者代理事業又は農地売買等事業のための貸付け
- ③ 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の定めによる貸付け

手 続

この特例の適用を受けるためには、特定貸付けを行った日から2月以内に、
「特定貸付けに関する届出書」とその添付書類を納税地の所轄税務署長に提出
する必要があります。 詳しくは、税務署におたずねください。

ご注意ください

特定貸付けをした人が次の表の「納税猶予の適用を受けている人の区分」に該当する場合は、それぞれの「留意事項」に注意してください。

納税猶予の適用を受けている人の区分	留 意 事 項
平成21年12月14日以前の相続につき相続税の納税猶予の適用を受けている人のうち、特例農地等のうちに市街化区域内にある農地等以外の農地等がある人(平成4年分以降の相続で、特例農地等を取得した日において、そのうちに都市営農農地等が含まれている人は除かれます。)	特例農地等のうち市街化区域内にある農地等以外の特例農地等に対応する納税猶予税額につき <u>納税猶予期限がその人の死亡の日まで</u> となります。
平成17年3月31日以前の相続につき相続税の納税猶予の適用を受けている人(平成4年分以降の相続で、特例農地等を取得した日において、そのうちに都市営農農地等が含まれている人は除かれます。)で、特例農地等の全部を担保として提供している人	初めての特定貸付けに係る「特定貸付けに関する届出書」を <u>提出した日の翌日から起算して3年を経過するごとの日までに</u> 「相続税の納税猶予の継続届出書」を提出しなければなりません。

2

相続税の「営農困難時貸付けの特例」

特例の概要

①の特定貸付けができない場合においても、相続税の納税猶予の適用を受けている人が、障害や疾病などの理由で特例農地等での営農が困難な状態となったために、その特例農地等について賃借権等の設定による一定の貸付け(以下②において「営農困難時貸付け」といいます。)を行ったときは、引き続き納税猶予が継続されることになりました。

営農が困難な状態

「営農が困難な状態」とは、次の状態をいいます。

- ① 相続税の申告書の提出期限後に、障害等級が1級である精神障害者

保健福祉手帳の交付を受けたこと

- ② 相続税の申告書の提出期限後に、身体上の障害の程度が1級又は2級である身体障害者手帳の交付を受けたこと
- ③ 相続税の申告書の提出期限後に、介護保険法の規定による要介護認定（要介護状態区分が要介護五と区分されたものに限ります。）を受けたこと
- ④ 相続税の申告書の提出期限後に、その提出期限において2級として身体障害者手帳に記載されていた身体上の障害の程度が1級に変更されたこと
- ⑤ 相続税の申告書の提出期限後に、その提出期限において身体障害者手帳に記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が1級又は2級である障害が新たに身体障害者手帳に記載されたこと（④に該当する場合を除きます。）

「営農困難時貸付け」の範囲

相続税の「営農困難時貸付け」とは、特定貸付けができない場合において、特例農地等での営農が困難な状態になったためにする次の貸付けを行います。

- ① 貸し付ける特例農地等が次のaからcまでに掲げる地域又は区域のいずれにも存しない場合における賃借権等の設定による貸付け
 - a 農業経営基盤強化促進法による都道府県知事の承認を受けた農地保有合理化事業を行う法人が存する場合におけるその都道府県の区域（農業振興地域の区域内に限ります。）
 - b 農業経営基盤強化促進法による農地利用集積円滑化事業を行う者の農地利用集積円滑化事業規程に定められている事業の実施地域
 - c 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等促進事業（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用賃借による権利の設定又は移転に係るものに限ります。）を行っている市町村の区域（市街化区域を除きます。）
- ② 特定貸付けの申込みをした日後1年を経過する日までにその貸付けができなかった場合（その貸付けの申込みを1年を経過する日まで引き続き行っている場合に限ります。）において、1年を経過した日以降にする特定貸付け以外の賃借権等の設定による貸付け

手 続

この特例の適用を受けるためには、営農困難時貸付けを行った日から2月以内に、「営農困難時貸付けに関する届出書」とその添付書類を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。 詳しくは、税務署におたずねください。

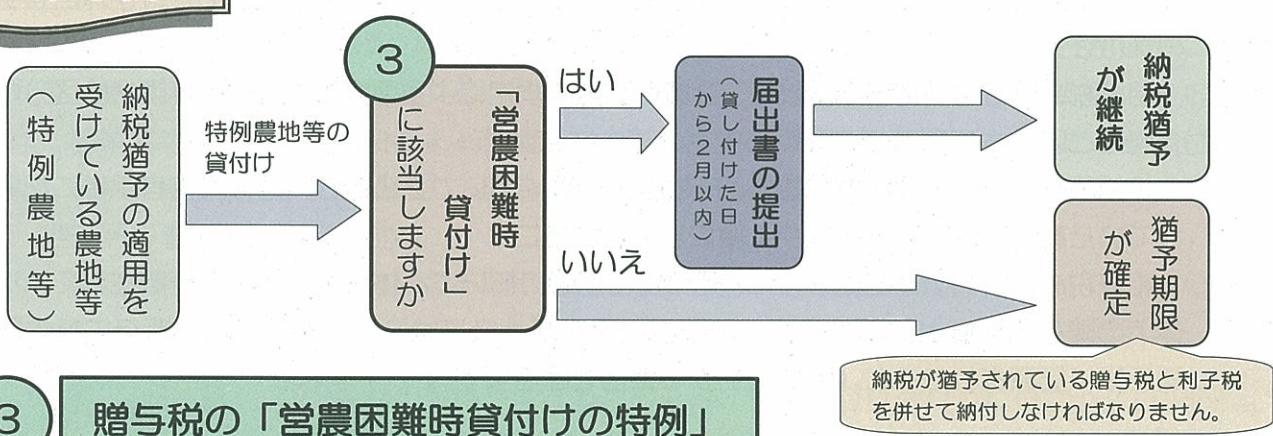
ご注意ください

営農困難時貸付けをした人が次の表の「納税猶予の適用を受けている人の区分」に該当する場合は、「留意事項」に注意してください。

納税猶予の適用を受けている人の区分	留 意 事 項
平成17年3月31日以前の相続につき相続税の納税猶予の適用を受けている人（平成4年分以降の相続で、特例農地等を取得した日において、そのうちに都市営農農地等が含まれている人は除かれます。）で、特例農地等の全部を担保として提供している人	初めての営農困難時貸付けに係る「営農困難時貸付けに関する届出書」を提出した日の翌日から起算して3年を経過するごとの日までに「相続税の納税猶予の継続届出書」を提出しなければなりません。

贈与税

贈与税の納稅猶予では「営農困難時貸付けの特例」が創設されました。



特例の概要

贈与税の納稅猶予の適用を受けている人が、障害や疾病などの理由で贈与税の納稅猶予の適用を受けている農地等（以下③において「特例農地等」といいます。）での営農が困難な状態となったために、その特例農地等について賃借権等の設定による一定の貸付け（以下③において「営農困難時貸付け」といいます。）を行ったときは、引き続き納稅猶予が継続されることになりました。

営農が困難な状態

「営農が困難な状態」とは、「②相続税の『営農困難時貸付けの特例』」における「営農が困難な状態」と同様です。

※ この場合において「相続税の申告書」は、「贈与税の申告書」となります。

「営農困難時貸付け」の範囲

贈与税の「営農困難時貸付け」とは、「①相続税の『特定貸付けの特例』」における「『特定貸付け』の範囲」の①から③に掲げる貸付け（以下「特定の貸付け」といいます。）又は特定の貸付けができる場合に行う、「②相続税の『営農困難時貸付けの特例』」の「『営農困難時貸付け』の範囲」に掲げる貸付けをいいます。

手 続

この特例の適用を受けるためには、営農困難時貸付けを行った日から2月以内に、「営農困難時貸付けに関する届出書」とその添付書類を納稅地の所轄税務署長に提出する必要があります。詳しくは、税務署におたずねください。

ご注意ください

営農困難時貸付けをした人が次の表の「納稅猶予の適用を受けている人の区分」に該当する場合は、「留意事項」に注意してください。

納稅猶予の適用を受けている人の区分	留 意 事 項
平成6年分以前の贈与につき贈与税の納稅猶予の適用を受けている人（平成4年分以降の贈与で、特例農地等を取得した日において、そのうちに都市営農農地等が含まれている人は除かれます。）で、特例農地等の全部を担保として提供している人	初めての営農困難時貸付けに係る「営農困難時貸付けに関する届出書」を提出した日の翌日から起算して3年を経過するごとの日までに「贈与税の納稅猶予の継続届出書」を提出しなければなりません。



平成22年1月
税務署 この社会あなたの税がいきている